

答 申 書

事件番号 令和4年（み行審）第2号

答申番号 令和5年答申第2号

答 申 日 令和6年3月27日

（審査庁） みよし市長 小 山 祐 様

みよし市行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、みよし市長（処分庁）が審査請求人に対して令和4年9月13日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び延滞金の免除又は減免事務取扱要領（平成19年12月12日。以下「要領」という。）の規定に基づく延滞金減免（免除）の却下処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、本件処分を不服として、処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 法第15条の9は「地方団体の長は、地方税の徴収を猶予した場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金については、その猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1相当を免除する」と規定する。
- (2) 法第326条第4項、法第369条第2項、法第463条の24第2項、法第608条第2項及び法第723条第2項は「市町村長は、納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる」と規定する。
- (3) 要領別表1は、納税の猶予の場合における延滞金の免除の要件となる事実とし

て「震災、風水害、火災その他の災害を受け又は盗難にかかったとき」、「病気にかかり負傷したとき」等と規定する。

- (4) 要領別表 2 は「やむを得ない事由」による延滞金を減免する必要があると認められる場合として「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているとき」、「破産手続開始の決定を受けているとき」等と規定する。

2 処分内容及び理由

- (1) 審査請求人は、申請の地方税の本税部分が納付済みであるため、要領別表 1 に規定する納税の猶予の場合における延滞金の免除の要件となる事実該当しない。
- (2) 審査請求人からは、要領別表 2 第 1 項から第 6 項までの規定に該当する旨の申出はなく、また、これらの規定に該当する事実も認められないことから、延滞金を減免する必要があると認められる場合に該当しない。
- (3) 要領別表 2 第 7 項に規定する「前各項に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき」とは、同表に規定する「生活保護法の規定による保護を受けているとき」、「破産手続開始の決定を受けているとき」等の事由に類似する場合で、延滞金の支払能力がないと認めるときに適用するものであるが、審査請求人は、本税は全て納付しており、換価価値のある不動産を有しているなど、支払能力があると認定した。
- (4) 以上のことから、処分庁は、延滞金の免除規定には該当しないと判断し、審査請求人に対して延滞金減免（免除）の却下処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和 4 年 9 月 29 日	審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、みよし市長小山祐の令和 4 年 9 月 13 日付の審査請求人に対する延滞金減免（免除）の却下についてに関する処分（4 み令納第 401 号）についての審査請求を行った。
令和 4 年 10 月 25 日	審理員が指名された。
令和 4 年 11 月 9 日	みよし市長（処分庁）より弁明書及び証拠書類が提出された。
令和 4 年 12 月 7 日	審査請求人より反論書及び口頭意見陳述申立書が提出された。
令和 5 年 1 月 25 日	口頭意見陳述を実施した。
令和 5 年 6 月 7 日	反論書等の提出がなく、双方の主張は尽くされたとして審理手続を終結した。
令和 5 年 10 月 6 日	審理員より審理員意見書が提出された。
令和 5 年 10 月 26 日	当審査会において審議を行った。
令和 5 年 12 月 14 日	当審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が換価価値のある財産を所有しているとして本件処分を行っている。しかし、審査請求人は土木事業を廃業し、収入は年金受給しかなく、2か月分で●●●●●●●●円しかなく、生活保護基準以下の生活をしている。

したがって、要領別表2「やむを得ない事由」第7項の「前各項に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき」に該当するため、本件処分は違法である。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 当該申請の地方税の本税部分が納付済みであるため、要領別表1に規定する納税の猶予の場合における延滞金の免除の要件となる事実には該当しない。

イ 要領別表2第1項から第6項までの規定に該当する旨の申出はなく、また、これらの規定に該当する事実も認められないことから、延滞金を減免する必要があると認められる場合に該当しない。

ウ 要領別表2第7項に規定する「前各項に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき」とは、同表に規定する「生活保護法の規定による保護を受けているとき」、「破産手続き開始の決定を受けているとき」等の事由に類似する場合で、延滞金の支払能力がないと認めるときに適用するものであるが、審査請求人は、本税は全て納付しており、換価価値のある不動産を有しているなど、支払能力があると認められるため、延滞金を減免する必要があると認められる場合に該当しない。

2 審理段階における論点整理

要領別表2「やむを得ない事由」があるか否かが論点となる。

3 審理員意見の理由

(1) 審査請求人は分納により本税部分を完納している。また、令和3年度以降の市税についても、必ずしも期限内の納付でないが、納税しているという事実がある。そうすると、法第15条の9の規定「地方税の徴収を猶予した場合」に該当しない。そのため、要領別表1に規定する納税の猶予の場合における延滞金の免除の要件となる事実には該当しない。

(2) 要領別表2「やむを得ない事由」があるか否かについては、同表第1項から第6項までの規定に該当する旨の申出はないため、「やむを得ない事由」による延滞金の減免をする必要はない。

(3) 要領別表2第7項の「前各項に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められる」かについては、期限内に市税を納付した者との公平性を保つこ

とに十分に留意し、市長の裁量において判断している。

たしかに、審査請求人は、令和●年●月●日に●●税務署に仕事がなくなったため廃業届を提出し、収入がなく生活できない旨主張している。

しかし、審査請求人は、本税部分を完納しており、さらに換価価値のある審査請求人名義の不動産を所有している。そうすると、いくら収入がないと主張したとしても、本税部分を完納しており、審査請求人名義の不動産を所有している限り、審査請求人は支払能力があると判断されるのは相当である。これらの事情を、市税を納付した者との公平性を保つ観点から考慮すると、「生活保護法の規定による保護を受けているとき」、「破産手続開始の決定を受けているとき」等の事由に類似しないと判断した市長に裁量権の逸脱・濫用はない。

以上のことから、本件処分に違法及び不当な点はない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

第4の1（1）のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

第4の3のとおりであり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却すべきである。

第6 論点整理

審査請求人は、土木事業を廃業し、収入は年金受給しかなく、2か月分で●●●●●●円しかない。生活保護基準以下の生活であり、要領別表2第7項の「特にやむを得ない事由があると認められるとき」に該当すると主張する。それに対し処分庁は、審査請求人は本税の未納はなく、また、審査請求人名義の土地及び家屋で換価価値のある財産を所有していることから、支払能力があり、延滞金の免除規定には該当しないと主張している。

第3の1のとおり、法では「市町村長は、納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる」と規定していることから、やむを得ない事由の判断について、市町村長の裁量を認めている。市では、やむを得ない事由があると判断するための基準として要領を定めており、延滞金を免除し、又は減免するための具体的な要件を規定し、これに基づき処分を行っている。そして、審査請求人は、この要領に規定している要件のうち、別表2第7項の「特にやむを得ない事由があると認められるとき」に該当する旨を主張していることから、この規定に該当するか否かについて判断する必要がある。

第7 答申の理由

1 認定した事実

(1) 本件審査請求に係る関係法令等の定めについては、第3の1で記載したとおり

である。

- (2) 処分庁が令和4年11月9日付けで審理員に提出した証拠書類（以下「本件証拠書類」という。）の「未納明細書」によると、令和4年9月29日現在日において、審査請求人に本税の未納は認められない。
- (3) 本件証拠書類の「(補充) 課税台帳記載事項証明書」によると、令和4年1月1日現在の納税義務者には審査請求人の氏名が記載されており、評価額として、土地●●●●●●●●円、家屋●●●●●●●●円が記載されていることが確認できる。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第6で記載したとおり、審査請求人が要領別表2第7項の「特にやむを得ない事由があると認められるとき」に該当するか否かである。

審査請求人は、土木事業を廃業し、収入は年金受給しかなく、2か月分で●●●●●●円しかなく、生活保護基準以下の生活であり、要領別表2第7項に該当すると主張する。しかし、上記1のとおり、審査請求人について本税の未納は認められず、さらに換価価値のある審査請求人名義の不動産を所有している。

これらの事情を、市税を納付した者との公平性を保つ観点から考慮し、要領別表2第7項に規定する「特にやむを得ない事由があると認められるとき」とは、同表に規定する「生活保護法の規定による保護を受けているとき」、「破産手続開始の決定を受けているとき」等の事由に類似する場合で、延滞金の支払能力がないと認めるときに適用するものであるとし、審査請求人は、本税部分を完納し、審査請求人名義の不動産を所有していることから支払能力があると認定し、要領別表2第7項の規定に該当しないと判断した処分庁に、裁量権の逸脱・濫用はないと考える。

よって、本件処分に違法及び不当な点は存在しないものと考えられる。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

みよし市行政不服審査会

会長 坂口 良行

委員 南谷 直毅

委員 倉橋 洋子

委員 清田 雄治

委員 深谷 陽子